

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、次に掲げる事件について逮捕又は勾留されている被疑者を当該事件について刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であると認めるとき
 - ② 次に掲げる事情があり、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ア 被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること
 - イ 被疑者が1の記録を拒んだこと
 - ウ その他
 - ③ その他
- 3 1及び2は、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合について、これらを準用するものとする。

【検討課題】

1 録音・録画義務の対象とする取調べ

- いわゆる余罪取調べの取扱いについて、どのように考えるか。
 - ・ 対象事件での身柄拘束中に別の対象事件の取調べを行う場合
 - ・ 非対象事件での身柄拘束中に対象事件の取調べを行う場合

2 録音・録画義務の例外

(1) 全体について

- 録音又は録画の一方は困難であるが他方は可能である場合（録音のみ可能である場合，録画のみ可能である場合）の取扱いをどうするか。

(2) 例外①について

- 具体的にどのような場合を例外とするか。そのために，例外の要件をどのようなものとするか。

(3) 例外②及び③について

ア 検討の視点

- ・ 弊害について，録音・録画義務の例外を設けることにより対処すべきか，それ以外の方法により対処すべきか。
- ・ 例外該当性の判断の在り方（誰が，どのような場面で，どのような資料に基づき，どのような方法で判断するのか等）
- ・ できる限り明確で，かつ，過度に広範とならないものとするため，どのような要件とするのが適切か。

イ 個々の例外事由

(ア) ②ア（加害行為等のおそれ）について

- 加害行為等のおそれがあり，被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外としてよいか。被疑者に異議がないことを要件とするか。
- 生命・身体に対する重大な加害行為のおそれがある場合に限定するか。

(イ) ②イ（被疑者の拒否）について

- 被疑者が録音・録画を拒否し、十分な供述ができないおそれがあると認める場合は、例外としてよいか。
- 拒否場面を録音・録画しなければならないこととするか。

(ウ) ②ウ（その他）について

- 被疑者が拒否の意思を明示した場合以外の場合であっても、被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は、例外とするか。その場合、どのような要件とするのが適切か。

(エ) ③（その他）について

（考えられる例外事由）

- ㊶ 録音・録画をしたならば関係者の心情、名誉、利益等が著しく害されるおそれがあると認めるとき
- ㊷ 捜査上の秘密が害されたり、十分な取調べをすることができないなど、録音・録画をしたならば捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
- ㊸ 得られた供述を証拠とすることを予定しない（専ら情報収集の目的）で取調べを行うとき

3 実効性の担保

- 録音・録画義務違反が生じた場合の供述の証拠能力については、特別の規定を設けず、一般法則（自白法則、違法収集証拠排除法則）によるものとするか。
- 証拠能力に関する特別の規定として、どのようなものが考えられるか。一般法則の考え方や、例外事由の在り方と整合的なものとなるか。
- 任意性が争われた場合の取調べ状況の立証方法の制限として、録音・録画記録を必要的なものとするかについては、どのように考えるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

- 1 司法警察員は、次に掲げる事件について、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）に記録しなければならないものとする。検察官が、被疑者に対し、同法第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合も、同様とする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の供述を刑訴法第198条第3項の規定により調書に録取するときは、同条第4項に規定する手続の状況を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合において、同法第198条第5項の規定により調書に署名押印することを求めるときは、その状況についても記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、被疑者が記録を拒んだとき、又は記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により記録をすることが困難であると認めるときは、記録をしないことができるものとする。

【検討課題】

1 録音・録画を義務付ける取調べの範囲

- 典型的に録音・録画による弊害が小さい場面として、「考えられる制度の概要」の1及び2に掲げた場面のほか、どのようなものが考えられるか。

2 例外の内容

- どのような場合を例外とするか。「考えられる制度の概要」の3に掲げた場合以外に例外とすべきものがあるか。

3 対象事件の範囲

- 裁判員制度対象事件の身柄事件とするか。それよりも広いものとするか。

4 実効性の担保（第1の3に同じ。）

- 録音・録画義務違反が生じた場合の供述の証拠能力については、特別の規定を設けず、一般法則（自白法則、違法収集証拠排除法則）によるものとするか。
- 証拠能力に関する特別の規定として、どのようなものが考えられるか。一般法則の考え方や、例外事由の在り方と整合的なものとなるか。
- 任意性が争われた場合の取調べ状況の立証方法の制限として、録音・録画記録を必要的なものとするかについては、どのように考えるか。

5 その他

- 取調べの録音・録画制度の趣旨に照らし、適切な範囲の録音・録画の実施が担保できるか。
- 「第1」の制度案において、現実に機能する形で適切な範囲の例外事由を設けることができるか。